JATDT
zoom
シンポジウム&著作権セミナー

第二部 https://youtu.be/-Kip_gOmFH0

司会. 土屋茂昭/日本舞台美術家協会副代表理事

1. パネラー　福島明夫氏/青年劇場代表、制作

今まで著作権の保証の話は殆どされていないように感じる
劇団、商業、小劇場それぞれいろいろな劇団のスタイルがある。
デザイン一回の買い取り、再演毎に支払うケース
最初のデザイン料、再演のデザインを考えると、今後それぞれのケースの規定を整備しておくことが必要なのではないか？
配信を導入するには、実際のところ劇団として収益が得られるのか、という問題の方が大きい。
現行の法律を当て込んでいくよりも、実態で考えていくのが良いのではと感じる。
人件費とプランナーへの支払いが区分されていない、という問題もある

2. パネラー　三瓶雅史氏/ニューフェーズ代表、企画、制作、プロデューサー

制作の請負をして公演を進行していく仕事をメインにしている。
今までの舞台を映像化したい、というお話があり収録を２００５年からしている→権利をクリアにしたい、権利を守りたい。
収録した映像は、どの方々に著作権の確認を取れば良いのか？
脚本、演出、美術、照明、など、それぞれデザイナーの方々に権利をクリアにする作業をしている。
今までは DVD 化する時に、権利の部分がはっきりせず一律にお支払いして許諾を得る、というやり方をしてきた。
→まず、クリエイティブスタッフに限って、どこまで権利が及ぶのか、明確にしたい

映像デザインは？→美術と捉える、殺陣は？→振り付けと捉えるなどして権利をかんがえてきた。助手、補、指導は割愛した。音楽監督、などは？
どういう対価をお支払いするのが良いのか？
→一律の金額を支払う
→印税形式？
→デザイン料のパーセンテージ
視聴率は出せるが、配信の料金体系が複雑なので、印税形式が難しいのでは？
デザイン料のパーセンテージでのお支払いするのが良いのではないかと考えて、それを基準に権利者の皆さんと相談してきた。その際今までどうしていたか？
どういう形だと納得頂けるかリサーチはして決めた。
公演独自の考え方があるので、一つの方針にはまとまらず、個人的な考えで進行
しデザイン料のパーセンテージが一番クリアかなと思いました。
事務作業は１年もかかって進めている
パーセンテージは５−１０％？と考えた。なんパーセントが妥当であるか検討して結果、排出するメディアが決まっていないので 10%で良いのではと考え、今は 10%をお払いしている。メディアが決定した場合検討する必要がある。
舞台監督も権利に入るとして検討し、支払いが日当であったりするので、金額の検討が難しかったが稽古から初日までの日当金額を計算しそれを一つの基準にして 10%をお払いしている。

3.パネラー　松木哲志氏/日本舞台音響家協会顧問

現在協会は、音響の著作権の担当者を決めて見識を高める準備をしていて、勉強をしている
今まで著作権料は、主催者から色々別の言葉で表現されていてはっきり提示されていない。
現状の報告
ストレートプレイの配信を年間 120 本くらい手がける会社でも、配信される際に著作権料として支払われたものは１年間で１件から 6 件程度、非常に少ない。
音源使用料として一括して払う場合金額はまちまちで平均すると 3 万円程度。
最近の傾向としては、プラン料の１０パーセントという提示があった事例もある。
演劇は、コロナ前から収録は８割していて、その中の２割（WOWWOW や NHK）は配信されている。
コロナ自粛以後、収録配信は１００パーセントしている。
現在、配信用に関しての技術的な対応が難しく、配信するには、音声を圧縮して視聴者の試聴ツールに合わせるなどに対応も手間が倍かかる。ただ収録すれば良いのではなく、人材不足になっている。(配信音声をついでに依頼されている)

ミュージカルなど配信の著作料はプラン料の中に含まれている、と理解する制作の方が多い。今は、配信料に関しての決まりがない。
有料配信にする作品は、別でミックスを調整する必要がある。
配信する仕事を、公演スタッフとは別のスタッフが引き受けて、そのギャランティーで著作権料、配信料を明確にする事を行おうとしている。
コンサート系は有料配信料を４５００円程度でクオリティの良い音で配信することを目指しているアーチスト、事務所が多い。

音響デザインに著作権が発生するのか？音は記録できないので著作権を発生させるのは無理ではないか？と言うのが定説であった。又
舞台効果音には自然な音の素材が多く、著作権が生じない、という弁護士の話を聞いたことがあるが、そうではないように思う。
創造性とは何か？オリジナリティーとは何か？
「創造性あふれる表現」と、著作権が生じないと言う、「事実・アイディアの段階での表現」との境界線を今後突き詰めていきたい。音響家協会でもこの辺りを立ち上げ舞台美術家協会と共に一緒にやりたいと思っている。私のこの辺りのバイブルは、金森馨の著書「舞台装置の姿勢」です。

4.パネラー　岩城保氏/照明家、日本照明家協会理事

フリーランスの照明家
コロナ化の影響は３−８月は公演がなかった、９月からは少しずつ再開している
配信はカメラで撮影した場合、肉眼で見た時とは全く違った見え方になっている。
舞台照明デザインではアイディアを模倣する、先輩のやり方を真似する、という手法がある。アイディアなので法律的にも著作権は無い。
図面、キューシートが著作物で、照明の光そのものには著作権は無いと理解している人が多い。先ほど福井先生の話を聞いて創作だと考えられる照明は著作権が考えられ著作物と考えられるかもしれないと思いこれから考えを変えていく必要があるかもしれない。
映像を撮影する場合は、ワンチャンスという考え方、公演に対してデザインしたので、その後の使われ方は、あまり関係がないという意識があった。映像にすると舞台とは違う映り方をするので、自分の照明デザインがそのまま使われている感じがしないという心情が背景にある。
本質的に照明の創作性がどれぐらいあるか考え言っていく必要がある。
デザイナーの意図したものが配信に乗っていないという危惧がある。
配信が誰のためになるのか？を考えていく必要がある。
配信の可能性を積極的に考えていく必要がある。

5. パネラー　伊藤雅子氏/舞台美術家、日本舞台美術家協会理事

プラン料自体がどのような基準なのか、という元々の話もあるが、今後、配信に対して基準が決められたらと思う。

以前はWOWOW、NHKが舞台撮影に入っても支払いが無かったが、支払って貰えると聞いたと伝えてからは、支払われる様になったカンパニーもあった。

配信の公演を経験した時、カメラマンの意図でのスイッチングになるので、演出家の意図とずれるのではないか。作品として見てもらいたいところが見てもらえないのでは？という不安を感じた。また、美術的にカメラの置き位置で見えてはいけないところが見えるなど対応に気を使った。

６. パネラー　竹内良亮氏/舞台美術家、日本舞台美術家協会員

京都でフリーランスの舞台美術家、イベント企画

今までは契約書を交わす現場はほぼなく、著作権の話になることはなかった。

小劇場では美術を建てた公演を見なくなった現状がある。

そこでパフォーマーやアーティストが公演をする、撮影などに使ってもらえる美術空間を自主制作し、音響、照明に加わってもらって、雷、雨、朝、夜、霧のシーンを用意した。その空間をユニット化して利用してもらうという企画をしている。

その際の作品の利用料をどう定めるか？その中から美術家、照明家、音響家に著作権料をいくら払うか今まさに悩んでいるところ。

7. パネラー　西原梨恵氏/舞台衣裳家、日本舞台美術家協会会員

コロナ前の配信については二次使用のお支払いがあったところもあるし、無いまま放送されたこともあった。

衣裳の著作権

デザイン画ではなく、製作された衣裳に関しては、衣裳会社に収められることが多い。→他に流用された場合はどうなのか？ということもこれから考えていきたい。

8. 福井健策氏/弁護士

・著作権の対象になるのか、という問題

・相場の問題

・そもそも配信の難しさ

・ルールメイクの問題

などがあったように思う

福島さん、松木さんにあったように「実態に合わせて法律を整備する」というやり方

殺陣、アクション→振り付けでの保護というやり方になる

照明の定型的な組み合わせは保護されない、

一方で創作的な表現を含むものには権利が発生する

舞台監督→マネジメント、実作業を担当している方は著作権ではなく、他の権利、契約などで保護される。世界的には著作権者とはなっていない

編曲は著作権者

図面、キューシートと、作られた照明→創作性は反映されている。

衣裳デザイン画と製作物の関係は似ている。→創作性は必要。

今の政府は「配信」というキーワードで支援を考える

配信は選択肢の一つ

→土屋氏の感想

著作権、権利者、二次使用としての配信、現場はかなり曖昧。

上演団体、主催団体との交渉、「対価があるのですよね」と言ったように声を上げていく努力が必要ということ。

例えば衣裳の場合、デザインしたものと市販のもの、買ってきたものが混在した場合の著作権はどうなるのか？等々、いろいろ細分化しないといけない状況も出てくると思う。これから考えないといけない。

9. 自由討論・質疑応答

石井氏

「配信のための公演」で活路を見出せる可能性はあるか？

福島氏

可能性はあると思うが、今までの演劇とは違ったものであると思う

三瓶氏

集客には出演者の人気に関わるので、人気があれば配信の可能性があると思う。

土屋氏

ナショナルシアターライブ、MET のライブビューイングの例があるが、日本には映像になっても世界に通用する作品がない、という問題もあるのではないか

福井氏
付加価値として「配信」の値打ちがあるのでは
劇場に来たくなる、という宣伝として利用するのが良いのでは
コミュニティモデルが可能性あると言われている、グッズの販売
ナショナルシアターライブは寄付と結びつけた
例えば、観光と結びつける、学びと結びつける、という可能性はあるのではないか

岩城氏
「実演」に興味がある
紙には表せないものが、実演されるにあたって含まれてくる
振り付けは、他とどのように差別化しているのか
図面とキューシート以外照明家のやっていることを記述する言語か何かを我々が考えて発明していけばより良くなるのではと今思っています。

福井氏→舞踊符というものがあるが、記述したものと立ち現れてきたものが違う
実演しないと伝わらないものが、振り付けの著作物となる
凡例としてベジャール事件がある
→どう証明したか
以前のコマ割りと、今の振り付けのコマ割りを比較していった
どこまで似ているのか微妙な戦いがある